

E i w a N e w s

年末調整

平成 20 年 11 月
(No. 040)

今年もそろそろ年末調整の時期が近づいてまいりました。

各税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手元に届いていることと思います。毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、お忘れの点もあるかと思ひます。また、年明けには、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出等もありますので、早めに準備を始められることをお勧めいたします。

[1]改正点等—住宅借入金等特別控除（税源移譲の実施による特例）

(1) 平成 20 年中に入居した方

平成 20 年中に入居し、住宅借入金等特別控除を受ける場合には、最初の年分になりますので、確定申告をする必要があります。なお、確定申告において、次の①又は②のいずれかを選択することになります。

- ① 1～6 年目 住宅借入金等の年末残高 × 1.0% (控除限度額：20 万円)
- 7～10 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.5% (控除限度額：10 万円)
- ② 1～10 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.6% (控除限度額：12 万円)
- 11～15 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.4% (控除限度額：8 万円)

(2) 平成 19 年中に入居し、住宅借入金等特別控除の適用がある方

平成 19 年分確定申告の際に次のいずれかを選択しているため、年末調整における控除率が異なります。

- ① 1～6 年目 住宅借入金等の年末残高 × 1.0% (控除限度額：25 万円)
- 7～10 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.5% (控除限度額：12.5 万円)
- ② 1～10 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.6% (控除限度額：15 万円)
- 11～15 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.4% (控除限度額：10 万円)

(3) 平成 18 年末までに入居し、住宅借入金等特別控除の適用がある方

昨年からは実施されていますが、所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除しきれない額が生じた場合には、その控除しきれない額を翌年度分の住民税額から控除することができます。

控除しきれない額がある場合には、源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に、年末調整で控除した住宅借入金等特別控除額と控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額との合計額を記載します。

なお、この特例の適用を受けるためには、毎年、翌年 3 月 15 日（平成 21 年は 3 月 16 日）までに、「市町村民税及び道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要となります。

この申告書には、住宅借入金等の年末残高合計額を記載する欄がありますので、年末調整時に使用した同金額を控えておくようにご本人にお勧めください。

[2] 年末調整を効率よく行うために

必要書類

- (1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」

年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めします。

記入漏れや、下記（2）の添付書類漏れがある場合には、年末調整手続きに時間がかかってしまうことがあります。

- (2) 添付書類

年末調整を行うには、下記の証明書類等の添付が必要です。

- ① 生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除のうち国民年金保険料及び国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類
- ② 年の途中入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票
- ③ 住宅ローン控除を受ける（初年度は確定申告が必要です。）ための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・社会保険庁等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きをご本人に行っていただくようにしてください。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

[3] その他

年末調整によって、多くの給与所得者の方は、年間の税額が確定します。確定申告が不要になる大切な手続きです。

なお、給与所得者で、住宅ローン控除を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、同時に2か所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、確定申告が必要となります。

以上、年末調整についてお知らせいたしました。ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。